

第 1 回財政援助団体等監査結果報告

財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

次の団体において、主として平成15年度に執行された出納その他の事務について監査を行った。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設管理受託団体等については次に掲げた公の施設の管理事務について、監査を実施した。

(1) 出資団体

- ア 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会（福祉局）
- イ 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社（都市計画局）
- ウ 横浜ベイサイドマリーナ株式会社（港湾局）
- エ 株式会社横浜港国際流通センター（港湾局）
- オ 財団法人横浜港埠頭公社（港湾局）
- カ 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（市立大学事務局）

(2) 財政援助団体

- ア 社会福祉法人栄光会（福祉局）
- イ 社会福祉法人同塵会（福祉局）
- ウ 社会福祉法人朋友会（福祉局）

上記団体のうち、社会福祉法人栄光会及び社会福祉法人同塵会については、工事関係の監査も実施した。

(3) 公の施設管理受託団体等

- ア 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
公の施設：新子安地域ケアプラザ（神奈川区）
大豆戸地域ケアプラザ（港北区）
新栄地域ケアプラザ（都筑区）
浦舟ホーム（福祉局）
- イ 社会福祉法人同塵会
公の施設：富岡地域ケアプラザ（金沢区）
下瀬谷地域ケアプラザ（瀬谷区）

2 監査の期間

平成16年9月8日から平成17年3月25日まで

3 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び工事並びに当該団体に関する局・区の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、

補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は委託契約等に基づき適正に実施されているか、などについて実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした団体の事務及び工事並びに併せて定期監査を実施した当該団体に関する局・区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局・区にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては局・区の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

(1) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会（福祉局）

《措置済事項》

ア 団体の事務に関する事項

(ア) 貸借対照表の適正な計上・表示を求めるもの

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会の平成15年度末現在の貸借対照表及び会計帳簿等を照合したところ、次のようなものが見受けられたので、適正な計上・表示を行う必要があると認められた。

- a 法人本部及び新栄地域ケアプラザほか3施設においては、年度末の要支給額を示した退職給与引当金残高を超えて、退職給与積立預金が計上されていた（超過額9,445,025円）もの
- b 新橋ホームにおいては、施設利用者から徴収する利用料金に関する未収金について計上対象月の誤り等による過大計上（636,430円）及び未計上（505,635円）が、また、未払金について過大計上（6,400円）があったもの
- c 大豆戸地域ケアプラザにおいては、非常勤職員給与と経理すべきところ、立替金として計上（9,330円）されていたもの
- d 新子安地域ケアプラザにおいては、施設利用者から徴収する利用料金に関する未収金について計上対象月の誤り等による過大計上額（32,730円）があったもの
- e 新鶴見ホームにおいては、国庫補助金等特別積立金の計上等に関する会計処理について、平成15年度に「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」から「社会福祉法人会計基準」の適用に会計方針を変更したがその旨の注記が行われていなかったもの及び設備資金借入金の一部について固定負債と重複して流動負債に対照勘定として計上していたもの

【対象局が講じた改善内容】

福祉局では、同法人に対して適正な計上・表示を行うよう指導し、同法人では平成17年2月までに、未収金、未払金など指摘のあった各科目について適正な金額に修正するとともに、今後、適正な計上、表示を行うこととした。

(2) 社会福祉法人栄光会（福祉局）

《措置済事項》

ア 局の事務に関する事項

(ア) 実行建築単価の算定を適正に行うことを求めるもの

福祉局では、特別養護老人ホームを建設する事業者に対して、国庫補助基本額を横浜市補助金として交付している。また、横浜市基準額から同補助金を控除した額を、横浜市社会福祉協議会が事業者に貸付けている。

この横浜市基準額は、事業者が申請した建築工事費を延床面積で除した1平方メートル当たりの実行建築単価と市基準単価を比較し、安価な単価を選定し、その単価に基準面積を乗じた金額の4分の3としている。

そこで、「特別養護老人ホームひだまり館（仮称）新築工事」において、実行建築単価の算定に用いた建築工事費の内訳書をみたところ、建築工事と一体の施工とならないカッターミキサー、移動台などの備品が含まれていた。

については、実行建築単価の算定に当たっては、建築工事と一体の施工とならない備品費を除外するよう事業者への周知徹底を行うとともに、担当部署で的確にチェックを行うよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

福祉局では、建築工事と一体の施工とならない備品は、実行建築単価の算定に用いる建築工事費から除外するよう、現在工事中の事業者及び平成17年度着工予定の事業者へ平成17年1月に通知するとともに、個別に指導するなど、周知徹底を図った。

また、平成17年1月に担当部署において会議を開催し、的確にチェックを行うべく、建築工事と一体の施工とならない備品は、建築工事費から除外し、実行建築単価を算定するなど、的確なチェックを行うよう周知徹底を図った。

(3) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会及び社会福祉法人同塵会（福祉局、神奈川区、金沢区、都筑区及び瀬谷区）

《措置済事項》

ア 局及び区の事務に関する事項

(ア) 協力医業務について改善を求めるもの

「横浜市地域ケアプラザ協力医業務実施要領」によると、地域ケアプラザ協力医（以下「協力医」という。）は週1回半日程度地域ケアプラザに来所し、同施設で実施される各事業への医療面の助言・相談等を施設職員に対して行うこととされている。

そこで、協力医の勤務実績についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、委託者である区においては、適正な履行確認を行うとともに、福祉局と調整し、勤務実績に関する記録実績の報告内容・様式の整備を検討されたい。

- a 富岡地域ケアプラザでは、協力医の出勤状況の記録が未整備であり、また、施設職員のメモ等によると電話等での助言はあるものの2週間に1回程度の来所となっていたもの
- b 新子安、新栄及び下瀬谷の各地域ケアプラザでは出勤簿、業務日誌等が作成されており、週1回の来所が確認できるものの、施設職員への助言・相談等の協力医の行った業務内容が委託者側で確認できないもの

(意見)

上記のような確認状況であったので、協力医の勤務実態を把握した上で、局区が連携して来所回数、業務内容など勤務体制等のあり方について検討されたい。

【対象局及び区が講じた改善内容】

- a 神奈川区及び都筑区（社会福祉法人横浜市福祉サービス協会）
神奈川区及び都筑区では、福祉局と連携して同法人に対して記録の整備を行うよう指導し、同法人では平成17年1月から協力医の勤務実績の記録については、統一様式を定め、平成17年1月から使用・記録し、勤務実績に関する状況の把握を行った。
- b 金沢区及び瀬谷区（社会福祉法人同塵会）
金沢区及び瀬谷区では、福祉局と連携して同法人に対して記録の整備を行うよう指導し、同法人では平成17年1月から協力医の勤務実績の記録については、統一様式を定め、平成17年1月から使用・記録し、勤務実績に関する状況の把握を行った。

(4) 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社（都市計画局）

《措置済事項》

ア 局の事務に関する事項

- (ア) 公共広場の管理に係る協定等と管理実態の整合を図ることなどを求めるもの
都市計画局は、西区高島二丁目の護岸（港湾管理台帳上の名称）について、「航空旅客送迎用公共広場」とするため、港湾局及び神奈川県から無償で水域の占用承認を受けている。

同局は、当該護岸を「航空旅客送迎用公共広場」とするに当たり、横浜シティ・エア・ターミナル株式会社（以下(4)において「YCAT」という。）と「横浜駅東口航空旅客送迎用公共広場管理運営協定」を締結し、使用目的を、「タクシー乗降場所と一体となったタクシー待機場、一般送迎車の短時間の停車施設として使用しなければならない。（協定第2条）」とし、管理等のための経費については、「タクシー事業者などこの物件を恒常的に使用して営業行為を行う者等から徴収することは、やむを得ないものとする。（協定第7条）」と定め、YCATに管理を行わせている。

そこで、この公共広場の管理の実態をみたところ、YCATは平成9年の募集により選定したタクシー業者6社とYCATで構成される「YCATタクシー乗り場及びYCATタクシー待機場運営委員会」に使用させ、広場への一般送迎車の乗り入れを禁止していた。

また、YCATは、「YCATタクシー乗り場及びYCATタクシー待機場運営委員会規約」に基づき、同委員会から「広場の清掃費・施設整備等の一部負担」として月額20万円の支払を受け、自社の売上げとしていた。

ついては、協定等と管理の実態が乖離しているので整合するよう改めるとともに、YCATに対して、負担金の用途を明確なものとし、経理処理を適正なものに改めるよう指導されたい。

【対象局が講じた改善内容】

都市計画局では、YCATと締結した「横浜駅東口航空旅客送迎用公共広場管理運営協定」について、協定の見直しを行い、協定と管理実態が整合するよう改めた。

また、YCATに対して、負担金の用途を明確なものとするよう指導し、YCATは、今後の修繕計画を策定し負担金の用途を明確化するとともに、負担金の管理口座を開設し、自社資産と区分することで適正な経理処理を行うよう改めた。

イ 団体の事務に関する事項

(ア) 前受金の処理について改善を求めるもの

YCATでは、YCATの営業所だけで旅行商品の代金として支払うことができる「YCAT旅行券」（以下「旅行券」という。）を発行しており、その経理処理は、旅行券が使用されたときに売上計上することとしている。

この旅行券は法人税法上の商品引換券等に当たると考えられるが、法人税基本通達に定められた、旅行券を商品の引渡しに応じて収益計上する処理を行う場合に必要な所轄税務署長の確認をYCATは受けていなかった。

また、法人税法に従った処理を行うためには、発行期間別の前受金残高を把握しておく必要があるが、YCATでは、発行した旅行券及び使用済み旅行券の額等を把握しているものの、発行日ごとの使用済み旅行券の管理を行っていないため、発行期間別の前受金残高が把握できなくなっていた。

については、法人税基本通達に定められた手続を行うとともに、法人税法に従った会計を行うため発行期間別の前受金残高を把握する必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

都市計画局では、YCATに対して、前受金の処理を適正化するよう指導し、同社は、平成16年12月に横浜中税務署長の確認を受けるとともに、発行期間別の残高を把握するよう適正な事務処理に改めた。

(イ) 固定資産の計上について改善を求めるもの

YCATが、平成8年9月に取得した「総合情報案内システム」(取得価額約2億円、以下「案内システム」という。)は、ハードウェアとソフトウェアで構成されている。

企業会計原則などの会計基準では、ハードウェアは有形固定資産、ソフトウェアは無形固定資産に計上し、有形固定資産は取得価額から残存価額を控除した額を対象として減価償却を実施し、無形固定資産は取得価額全額を対象として減価償却を実施することと定められている。

そこで、案内システムについてみたところ、ソフトウェア部分を含めた取得価額の全額が有形固定資産に計上されていたため、減価償却の終了した平成14年度以降もソフトウェア部分の残存価額が有形固定資産として計上されたままとなっていた。

については、会計基準に準拠した会計処理に改める必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

都市計画局では、YCATに対して、固定資産の処理を適正化するよう指導し、同社は、平成16年12月にソフトウェア部分の残存価額を特別損失に計上し、適正な事務処理に改めた。また、今後、新たにシステムを導入する際には有形固定資産と無形固定資産に区分して計上することとした。

(5) 株式会社横浜港国際流通センター（港湾局）

ア 団体の事務に関する事項

(ア) 修繕積立金の計上について改善を求めるもの

株式会社横浜港国際流通センター（以下(5)において「Y-CC」という。）は、横浜港国際流通センター物流棟区分所有者全員で構成された横浜港流通セン

ター物流棟管理組合（以下「管理組合」という。）の組合員であり、管理組合に対して管理費及び特別修繕費を毎月支払っている。

そこで、この特別修繕費の会計処理についてみたところ、Y - C Cでは通常支出時に費用処理する特別修繕費を資産として貸借対照表に計上していた。

については、資産計上している修繕積立金を適正な処理に改める必要があると認められた。

(イ) 契約事務について改善を求めるもの

Y - C Cは、施設の維持管理等の業務を委託により実施している。

そこで、契約事務の状況についてみたところ、平成16年度にY - C Cが締結した15件のうち13件については単独随意契約を行っていたが、このうち、7件は他者でも業務の履行が可能であり、単独随意契約とする合理的な理由が乏しかった。

については、契約に当たっては、契約額の妥当性を検証できるように、原則として入札や見積合せを行うなど、適正な契約事務に改める必要があると認められた。また、Y - C Cでは、現在、契約事務に関する規程を定めていないが、契約事務の標準化を図るため、契約事務に関する規程等を定める必要があると認められた。

《措置済事項》

(ウ) 未収入金の処理について改善を求めるもの

Y - C Cは、横浜港国際流通センターの事務棟及び物流棟のY - C C所有区画を賃貸しているが、賃貸料の一部が未収となっていた。

そこで、未収入金の管理状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、規程等を定め適正な債権管理を行うよう改める必要があると認められた。

- a 未収入金の債権管理について規定が整備されていないため、営業未収入金等に対して、統一的に督促等の手続がなされていないもの
- b 回収が困難な営業未収入金が発生しているが、貸倒引当金の計上など会計上の対応を行っていないもの

【対象局が講じた改善内容】

港湾局では、Y - C Cに対して、未収入金の処理を適正化するよう指導し、同社は、以下のように適正な事務処理に改めた。

- a 平成17年2月に未収入金についての規程を整備し、督促等の手続を明確にした。また、未収が発生している債務先に対して入金を促すよう、規程にのっとった督促等の手続を実施した。

b 未収入金のうち回収不能見込額について、貸倒引当金を計上した。

(6) 財団法人横浜港埠頭公社（港湾局）

ア 団体の事務に関する事項

(7) 将来の設備投資を見込んだ資金計画の策定を求めるもの

財団法人横浜港埠頭公社（以下(6)において「公社」という。）の外貿埠頭事業では、平成15年度末に現金預金及び国債等の債券を111億円保有する一方で有利子負債が196億円計上されている。

そこで、公社の資金運用状況をみたところ、平成15年度に主として借換えのため約11億円の有利子借入れを行っているが、一方で余剰資金を運用するため国債等を約50億円取得していた。

資金運用に当たっては、将来必要となる設備投資のための資金を見込んだ資金計画が必要であるが、公社では中長期的な設備投資計画を策定していないことから、資金計画が策定できない状況にあり、将来の必要資金が不明確な状況にある。

については、設備投資計画を策定するとともに、当該設備投資計画に基づいた資金計画を策定する必要があると認められた。

(イ) 福利厚生制度等について見直しを求めるもの

公社では、職員に対する福利厚生を横浜港埠頭公社厚生会（以下「厚生会」という。）への助成及び職員への直接給付により行っているが、厚生会に対する公社の助成金が職員の支払った会費の約4倍となっており、公社の助成比率が本市や他の団体に比べて高い状態にある。

そこで、福利厚生 of 給付実態をみたところ、次のようなものが見受けられた。

a 結婚記念日祝金、新築・改築祝金などを給付しているもの

b 演劇の鑑賞等のために、毎年1回特別休暇1日とチケット（1人当たり1万5千円相当）2人分を職員に給付しているもの。また、別に演劇のチケット等（2万円）を職員に給付しているもの

c 年5万円を限度とした宿泊補助等を実施しているもの

公社は、本市から多額の財政的援助を受けている団体であるので、福利厚生に係る助成率及び給付水準が、本市や他の財政援助団体と比較して、大きく均衡を失することのないよう見直しを行う必要があると認められた。

《措置済事項》

(ウ) 委託業務において適正な完了確認を求めるもの

公社では、業務を委託により実施した際は、「財団法人横浜港埠頭公社契約事

務に関する達」(以下「契約事務に関する達」という。)により、完了の確認をするために、検査員による検査を行い、検査調書を作成しなければならないと定めている。

そこで、委託業務の完了確認の状況についてみたところ、検査員による検査を実施していないにもかかわらず、検査調書を作成しているものが見受けられた。

については、契約事務に関する達に定められたとおり、適正な完了確認を行うよう改める必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

港湾局では、公社に対して、適正な完了確認を行うよう指導し、公社は、職員に対して、適正な完了検査の実施を徹底するよう周知するとともに、完了検査調書に客観性のある拳証資料を添付するよう改めた。

(I) タクシーチケットの管理について改善を求めるもの

公社は、業務出張時等に利用するためにタクシーチケットを保有している。

そこで、タクシーチケットの管理状況についてみたところ、受払簿は作成されているものの、残高や乗車区間等の記入欄がないため、残高及び利用状況の把握が困難であった。また、残高確認も行われていなかった。

については、タクシーチケットの受払簿に残高や乗車区間等の記入欄を追加するなど、受払簿の様式を整理し、残高及び利用状況の適正な記載を行うとともに、適時に残高確認を行う必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

港湾局では、公社に対して、タクシーチケットの管理を適正化するよう指導し、公社は、平成16年11月から全社共通の新たなタクシー券管理簿を作成し、適時残高確認を行うよう改めた。

平成16年度第1回定期監査(テーマ監査「使用料及び手数料等の徴収事務」)に記載した、財政援助団体等監査における「局の事務に関する事項」(項目のみ再掲)

横浜ベイサイドマリーナ株式会社(港湾局)

占用料の減免について検討を求めるもの(37ページ)

株式会社横浜港国際流通センター(港湾局)

行政財産の使用許可について改善を求めるもの(38ページ)

財団法人横浜港埠頭公社(港湾局)

ふ頭用地等財産の区分及び減免の考え方について整理を求めるもの(38ページ)